

## 第 4 章

### 障がい福祉計画

## 第4章

## 障がい福祉計画

## 1 障がい福祉サービスの概要

## (1) 障害者自立支援法のこれまでの経緯 ●●●●●●●●

障害者自立支援法は平成18年4月に施行されて以来、国では様々な利用者ニーズを踏まえて、法の見直しが行われています。これまでの経緯は次の通りです。

平成18年4月	障害者自立支援法の施行（同年10月に完全施行）
平成18年12月	法の円滑な運営のための特別対策（障がい保健福祉関係主管課長会議） ①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置
平成19年4月	障害者自立支援法の一部見直し
平成19年12月	障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置（障がい保健福祉関係主管課長会議） ①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進
平成20年4月	障害者自立支援法の一部（事業者の経営基盤の強化）見直し
平成20年7月	障害者自立支援法の一部（利用者負担の見直し）見直し
平成21年7月	衆議院解散により「障害者自立支援法改正案」廃案に
平成22年6月	障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（閣議決定）
平成22年12月	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（いわゆる「整備法」）施行

障害者自立支援法では「利用者への応益負担の導入」や「事業者への報酬の日額払い方式の導入」など、制度の大幅な見直しが行われたことから、法施行後、利用者や事業者、関係団体等から様々な問題点や課題が指摘されてきました。

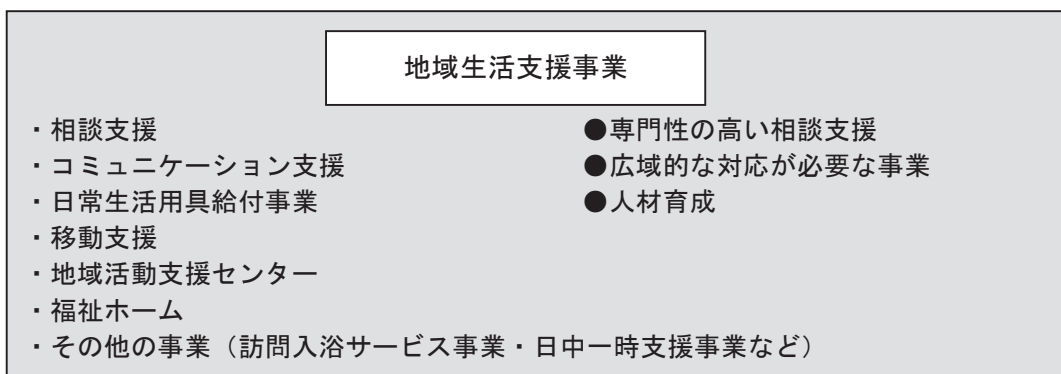
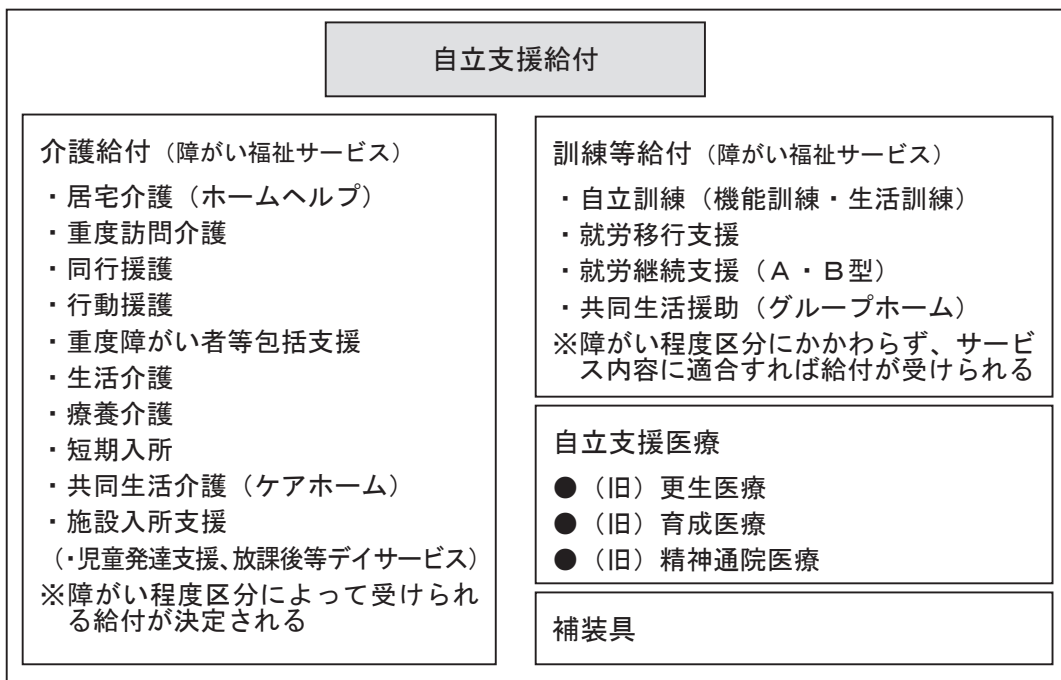
そこで、国は、「利用者負担の軽減」、「事業者に対する激変緩和措置」、「新法への移行等のための緊急的な経過措置」を実施し、さらに、「障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置」として「利用者負担の見直し」、「事業者の経営基盤の強化」、「グループホーム等の整備促進」を平成20年度から実施することとしました。

さらに、障がい福祉制度について、現在、障がい者制度改革推進会議や総合福祉部会で新しい制度作りに向けて議論が行われており、平成25年度に「障害者総合福祉法（仮称）」が施行される予定となっています。

そこで、障害者総合福祉法（仮称）施行までのつなぎ法案として、障害者自立支援法等の一部を改正する法律が平成22年12月に施行しています。具体的には「応益負担」から支払い能力に応じた「応能負担」にするとともに、発達障がいを支援の対象とすることが明記され、障がい福祉制度の枠組みに明確に位置づけられました。

## （2）障がい福祉計画の対象となるサービスの構成 ●●●●●●

障がい福祉サービスの内容は、自立支援給付と地域生活支援事業に二分されます。自立支援給付のうち、障がい程度区分によって受けられる給付が決定される「介護給付」と障がい程度区分にかかわらず、サービス内容に適合すれば給付が受けられる「訓練等給付」をあわせて、「障がい福祉サービス」となります。



※ ・は市町村実施事業、●は都道府県実施事業

## 2 障がい福祉サービス等の利用状況

### (1) 障がい福祉サービス・相談支援



#### ■必要な量の見込み（一月当たり）に対する状況

- 第2期計画値とサービス実績を比較すると、訪問系サービスでは、「居宅介護（ホームヘルプ）」は各年度とも見込量に対して70～90%程度の利用となっています。
- 日中活動系サービス（介護給付）では、「生活介護」や「短期入所」は見込量の約40～70%以下の利用にとどまっていますが、「児童デイサービス」は比較的ニーズが高く、ほぼ見込みに近い利用がありました。
- 日中活動系サービス（訓練等給付）では、「就労継続支援（B型）」は見込量を大きく上回る利用がありました。「就労継続支援（A型）」の伸びが顕著となっています。
- 居住系サービスでは、「共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）」は見込量を下回っています。「施設入所支援」については、障害者自立支援法による新体系サービスへの移行に伴い、平成23年度には見込みに近い利用がありました。
- 「相談支援」は、各年度とも見込量ほど利用が伸びず、実利用者はいずれも5人とどまっています。

## ■必要な量の見込み（一月当たり）の進捗状況

	サービス名	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	見込み	650 時間	800 時間	950 時間
		実績	574 時間	670 時間	685 時間
		実績/見込み	88.3%	83.8%	72.1%
	重度訪問介護	見込み	10 時間	20 時間	30 時間
		実績	0 時間	0 時間	0 時間
		実績/見込み	—	—	—
	同行援護	見込み	—	—	—
		実績	—	—	10 時間
		実績/見込み	—	—	—
	行動援護	見込み	0 時間	0 時間	0 時間
		実績	0 時間	0 時間	0 時間
		実績/見込み	—	—	—
	重度障がい者等 包括支援	見込み	0 時間	0 時間	0 時間
		実績	0 時間	0 時間	0 時間
		実績/見込み	—	—	—
日中活動系サービス (介護給付)	生活介護	見込み	1,180 人日	1,540 人日	2,200 人日
		実績	727 人日	1,010 人日	1,466 人日
		実績/見込み	61.6%	65.6%	66.6%
	療養介護	見込み	1 人日	1 人日	1 人日
		実績	0 人日	0 人日	0 人日
		実績/見込み	—	—	—
	児童デイサービス	見込み	300 人日	330 人日	350 人日
		実績	269 人日	376 人日	396 人日
		実績/見込み	89.7%	113.9%	113.1%
	短期入所	見込み	200 人日	230 人日	260 人日
		実績	90 人日	96 人日	100 人日
		実績/見込み	45.0%	41.7%	38.5%

※ 平成23年度の数値は9月までの実績をもとに見込んでいます。

※ 同行援護は、平成23年10月から開始しているため、10月以降の実績となっています。

※ 児童デイサービスは、平成24年度以降、障害者自立支援法から児童福祉法を法的根拠とする「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」となります。

■必要な量の見込み（一月当たり）の進捗状況

	サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日中活動系サービス (訓練等給付)	自立訓練（機能訓練）	見込み	0 人日	20 人日	60 人日
		実績	4 人日	37 人日	0 人日
		実績/見込み	—	185.0%	—
	自立訓練（生活訓練）	見込み	0 人日	20 人日	20 人日
		実績	0 人日	0 人日	0 人日
		実績/見込み	—	—	—
	就労移行支援	見込み	100 人日	140 人日	200 人日
		実績	4 人日	17 人日	22 人日
		実績/見込み	4.0%	12.1%	11.0%
	就労継続支援（A型）	見込み	0 人日	20 人日	40 人日
		実績	2 人日	38 人日	160 人日
		実績/見込み	—	190.0%	400.0%
就労継続支援（B型）	見込み	40 人日	60 人日	200 人日	
	実績	122 人日	208 人日	595 人日	
	実績/見込み	305.0%	346.7%	297.5%	
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	見込み	13 人	16 人	20 人
		実績	12 人	13 人	16 人
		実績/見込み	92.3%	81.3%	80.0%
	施設入所支援	見込み	30 人	40 人	50 人
		実績	30 人	31 人	45 人
		実績/見込み	100.0%	77.5%	90.0%
その他	相談支援	見込み	20 人	30 人	40 人
		実績	5 人	5 人	5 人
		実績/見込み	25.0%	16.7%	12.5%

※ 平成 23 年度の数値は 9 月末時点

### 3 地域生活支援事業等の利用状況

#### (1) 地域生活支援事業・その他の事業



##### ■必要な量の見込み（一月当たり）に対する状況

- 「障がい者相談支援事業」については、平成22年度から3箇所を実施しています。
- コミュニケーション支援事業では、「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」は年々利用者が増えていますが、見込量を下回っています。
- 「日常生活用具給付等事業」は、見込量を上回っています。
- 「移動支援事業」は、利用者の見込量の約60～80%程度となっています。
- 地域活動支援センターでは、「基礎的事業」と「機能強化事業」は、利用者の見込量の約70～80%程度となっています。
- 「訪問入浴サービス事業」は見込量を下回っています。
- 「日中一時支援事業」は平成21年度で見込量に近い利用がありましたが、年々見込量を下回っています。

■必要な量の見込み（一月当たり）の進捗状況

	サービス名	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業	障がい者相談支援事業※	見込み	2箇所	2箇所	2箇所
		実績	2箇所	3箇所	3箇所
		実績/見込み	100.0%	150.0%	150.0%
	自立支援協議会※	見込み	1箇所	1箇所	1箇所
		実績	1箇所	1箇所	1箇所
		実績/見込み	100.0%	100.0%	100.0%
コミュニケーション支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業（実利用者数）	見込み	5人	8人	10人
		実績	4人	6人	8人
		実績/見込み	80.0%	75.0%	80.0%
日常生活用具給付事業	日常生活用具給付等事業※	見込み	916件	944件	971件
		実績	1,013件	1,076件	1,128件
		実績/見込み	110.6%	114.0%	116.2%
移動支援事業	移動支援事業	見込み	30人	35人	40人
		実績	23人	25人	23人
		実績/見込み	76.7%	71.4%	57.5%
地域活動支援センター	基礎的事業	見込み	35人	40人	45人
		実績	29人	30人	38人
		実績/見込み	82.9%	75.0%	84.4%
	機能強化事業	見込み	25人	30人	35人
		実績	22人	23人	25人
		実績/見込み	88.0%	76.7%	71.4%
その他の事業	訪問入浴サービス事業	見込み	3人	5人	6人
		実績	0人	1人	2人
		実績/見込み	—	20.0%	33.3%
	日中一時支援事業	見込み	55人	65人	75人
		実績	58人	53人	59人
		実績/見込み	105.5%	81.5%	78.7%

※ 一年当たりの数値となっています。



## 4 第3期障がい福祉計画策定における留意点

### (1) 第3期計画における主な改正内容



障害者自立支援法の施行及び平成22年12月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成26年度末の数値目標を設定するとともに、平成24年度から平成26年度までの第3期障がい福祉計画を策定します。

#### ① 整備法による障害者自立支援法改正のポイント

##### ○障がい福祉計画の策定のための体制の整備

- ・市町村及び都道府県が障がい福祉計画の作成にあたり、自立支援協議会に、意見を聴くよう努めなければならない。

##### ○利用者負担規定の見直し

- ・現在、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。

##### ○障がい者の範囲の見直し

- ・発達障がいは精神障がいに含まれるものとして法律上に明記。
- ・高次脳機能障がいの対象となることについても通知等で明確化。

##### ○相談支援体制

- ・地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置できる。
- ・自立支援協議会の設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。

##### ○支給決定プロセスの見直し等

- ・支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。
- ・サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大。

##### ○地域における自立した生活のための支援の充実

- ・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設。
- ・重度の視覚障がい者の移動支援の個別給付化（同行援護の創設）。

##### ○障がい児支援の強化

- ・児童デイサービスは、改正後、児童福祉法に基づく「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」として実施されることとなる。

##### ○喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成

- ・喀痰吸引等の業務を行う事業者や介護職員等に対し研修の充実を図ることにより、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めます。

## 5 障がい福祉計画の基本的な考え方

### (1) 障がい福祉計画の基本理念



本市では、誰もが地域の中であたりまえの生活が送れる社会を目指す「ノーマライゼーション」と一人の人間として人間性の回復を目指す「リハビリテーション」の理念に基づき進めてきました。

障がいのある人自らその居住する場所を選択するとともに、必要とする支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、かつ、行政、事業者、企業、学校とその他関係機関・団体との連携・協力による、地域全体で支えるシステムのもと、必要なサービス基盤の整備を進めます。

そこで、障がい者福祉計画の理念を踏襲し、障がいのある人をはじめ誰もが地域とともに生き、ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現をめざすことを基本理念とします。

### (2) 障がい福祉計画の基本目標



障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、次の5つの考え方のもとに、必要な障がい福祉サービスや相談支援等の見込量等を設定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組みます。

#### ① どこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします

障がいのある人が地域で生活していくことができるよう、市内のどこにいても必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）が利用できるようにします。

#### ② 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします

一般就労を目的とした訓練や生活介護など、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じ、どこでも日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所、地域活動支援センター）が利用できるようにします。

- ③ グループホーム等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進します
- 地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の充実や公営住宅等の活用を図るとともに、日常の生活能力の向上のための自立訓練事業等の推進や地域における理解の促進を図るなどして、福祉施設の入所や精神科病院の入院から地域生活への移行を進めます。
- ④ 福祉施設から一般就労への移行を推進します
- 福祉施設を出て、企業などで働くことを希望している人が、就労移行支援事業や障がい者就業・生活支援センター等を活用することにより一般就労できるよう、就労支援策の充実を図ります。
- ⑤ 障がいのある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、自立支援協議会を核とした相談支援体制の充実とともに、支援に携わる人材の育成、行政、事業者、企業、学校とその他関係機関・団体との連携・協力によって地域全体で支えるシステムづくりを推進します。

## 6 平成26年度の目標値の設定

### (1) 施設入所者の地域生活への移行



#### ■国の指針

##### 数値目標設定の考え方

平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

平成17年度の施設入所者数は58人で、平成22年度末までの地域生活移行者数は18人となっています。

本市においては、平成17年度の58人の3割以上を目標として設定し、平成26年度末までの地域生活移行者数の目標は30人とします。

項目	数値	考え方
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	58人	平成17年10月1日の施設入所者数
平成26年度末の入所者数(B)	53人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込(A-B)	5人 (8.6%)	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	30人 (51.7%)	施設入所からGH・CH等へ移行する者の数

#### <参考値>

項目	旧体系入所施設	施設入所支援	合計
平成23年4月1日現在の施設入所者数(C)	24人	29人	53人
平成23年4月1日現在の削減値(A-C)	5人	0人	5人
平成18~22年度までの地域生活移行者数	13人	5人	18人

### ■目標の実現に向けて

- ・施設から地域生活への移行に向けた支援体制として、一般相談支援事業者が地域の関係機関・行政機関と連携・協力し、地域移行支援・地域定着支援等、地域相談支援の充実を図ります。
- ・地域生活への移行を円滑に行うため、地域での住む場としての共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）などの充実を図ります。
- ・障がい者個人のニーズに応じた形で地域移行が進められるよう、日中活動系サービスや在宅サービスの充実に努めます。

## （2）福祉施設から一般就労への移行



### ■国の指針

#### 数値目標設定の考え方

福祉施設※の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

※福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）です。

平成17年度の一般就労移行者数はみられませんでした。平成22年度中における一般就労者数は4人となっています。

働くことへの意欲を高め、希望する人が個々の状況に応じて就労できることを目指し、福祉施設等における支援の質・量の両面での充実や職場の開拓など、一般就労に必要な多くの課題に積極的に取り組むことにより、平成26年度に一般企業・事業所等に就労する人の目標を4人と設定します。

項目	数値	考え方
平成17年度の年間一般就労移行者数	0人	平成17年において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成26年度の年間一般就労移行者数	4人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

<参考：年間一般就労移行者数>

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年間一般就労移行者数	0人	1人	1人	0人	4人

■目標の実現に向けて

- 就労を希望する障がい者が、能力と適性にあった仕事に就けるよう、就労に関する知識や能力向上のための訓練を行う場の充実を図ります。
- 就労の機会を拡大していくために、県、公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、引き続き就労支援事業等を実施していきます。
- 自立支援協議会就労資源・社会資源部会を中心に、公共職業安定所（ハローワーク）、事業所、障がい者就業・生活支援センター等のネットワークの充実・強化に努め、市内事業者に対して、障がい者雇用の理解と協力を図り、就職率及び定着率の向上に努めます。

(3) 就労移行支援事業の利用者数



項目	数値	考え方
平成 26 年度末の 福祉施設利用者数	246 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】 平成 26 年度の 就労移行支援事業の 利用者数	7 人 (2.8%)	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

## (4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合 ●●●●●●●●

項 目	数 値	考え方
平成 26 年度末の 就労継続支援（A型）事業 の利用者数 （A）	10 人	平成 26 年度末において就労継続支援（A型） 事業を利用する者の数
平成 26 年度末の 就労継続支援（B型）事業 の利用者数	54 人	平成 26 年度末において就労継続支援（B型） 事業を利用する者の数
平成 26 年度末の 就労継続支援（A型+B型） 事業の利用者数 （B）	64 人	平成 26 年度末において就労継続支援（A型+ B型）事業を利用する者の数
【目標値】 平成 26 年度末の 就労継続支援（A型）事業 の利用者の割合 （A）／（B）	15.6%	平成 26 年度末において就労継続支援事業を利 用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を 利用する者の割合

## 7 指定障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

### (1) 訪問系サービス



#### ■サービス内容

サービスの種別	主な対象者	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者(身体・知的・精神)、障がい児	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の要介護状態にあり、四肢の麻痺のある身体障がい者	重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護 (平成23年10月より)	視覚障がい者	視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行います。
行動援護	自閉症、てんかん等のある重度の知的障がい者・児、統合失調症等のある重度の精神障がい者で常時介護を要する人	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	A L S※等の極めて重度の身体障がい者、強度行動障がいのある極めて重度の知的障がい者、極めて重度の精神障がい者	常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に行います。

※ A L Sとは、筋萎縮性側索硬化症のことであり、脳や末梢神経からの命令を筋肉に伝える運動ニューロン(運動神経細胞)が侵される病気で、難病の一つに指定されています。A L Sが進行すると、手足の麻痺による運動障がい、コミュニケーション障がい、嚥下障がいの3つの症状に、呼吸障がい加わり、4つの症状がすべてあらわれるようになります。



## ■必要な量の見込み（一月当たり）

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 （ホームヘルプ）	時間	700	745	785
	人	31	33	35
重度訪問介護	時間	0	0	0
	人	0	0	0
同行援護	時間	22	44	44
	人	1	2	2
行動援護	時間	0	0	27
	人	0	0	1
重度障がい者等 包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0
合計	時間	722	789	856
	人	32	35	38

## ■見込量確保の方策

- ニーズに応じた適切な障がい福祉サービスを提供できるよう、障がい福祉サービス供給体制の整備に努めます。
- 指定障がい福祉サービス事業者へ専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけ、障がい福祉サービスの一層の充実に努めます。
- 利用見込みが無い障がい福祉サービスについても、ニーズが生じた場合に備えて、必要な人材の養成に努めるよう指定障がい福祉サービス事業者に働きかけ、対応できる事業所の確保・増加を図ります。
- 同行援護の従事者資格要件を満たすガイドヘルパー等に対し、障がい特性の理解のための研修等を周知し、質の高いサービスが提供されるよう、人材の育成及び事業者支援を実施します。

## (2) 日中活動系サービス



### ■サービス内容

サービスの種別	主な対象者	実施内容
生活介護	常時介護を必要とする障がい者で、障がい程度区分が区分3以上の人（施設に入所する場合は、区分4以上）	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする障がい者で、ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者など呼吸管理を行っている人で、障がい程度区分が区分6以上の人、筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者で、障がい程度区分が区分5以上の人	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	障がい者（身体・知的・精神）、障がい児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上のため、支援が必要な身体障がい者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上の訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な障がい者（知的・精神）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上の訓練を行います。
就労移行支援	65歳未満で一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる障がい者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型）	65歳未満（利用開始時）で就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者で、就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、就労経験があり、一般企業を離職した人	①事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 ※労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援（B型）	就労の機会を通じて、生産活動にかかる知識・能力の向上や維持が期待される障がい者で、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援（雇用型）の雇用に結びつかなかった人、一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難となった人、50歳に達している人、企業等の雇用や就労移行支援、就労継続支援（雇用型）の利用が困難と判断された人	①就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない）②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。

(児童福祉法に基づくサービス)

サービスの種別	主な対象者	実施内容
児童発達支援	就学前の障がい児	就学前の障がい児が、保護者とともに、または児童のみで通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育事業を行います。
放課後等 デイサービス	就学している障がい児	就学している障がい児が、授業終了後または休業日に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの療育事業を行います。

※ 「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」は、平成24年度以降、障害者自立支援法から児童福祉法を法的根拠となります。

■必要な量の見込み（一月当たり）

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	人日	2,568	3,007	3,556
	人	125	147	173
	事業所数	4	5	6
療養介護	人	6	6	6
	事業所数	0	0	0
短期入所	人日	86	93	100
	人	12	13	14
	事業所数	5	5	5
自立訓練 （機能訓練）	人日	19	19	19
	人	1	1	1
	事業所数	0	0	1
自立訓練 （生活訓練）	人日	0	0	22
	人	0	0	1
	事業所数	0	0	1
就労移行支援	人日	75	92	150
	人	3	4	7
	事業所数	1	1	1
就労継続支援 （A型）	人日	160	179	199
	人	8	9	10
	事業所数	0	0	0
就労継続支援 （B型）	人日	734	911	1,053
	人	38	47	54
	事業所数	3	4	4

※ 「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」は、平成 24 年度以降、障害者自立支援法から児童福祉法を法的根拠とするため、必要な量の見込みは算出していません。

### ■見込量確保の方策

- 指定障がい福祉サービス事業者が常時介護を要する人の障がい福祉サービス利用に対応できる支援体制が整えられるよう、障がい福祉サービスを提供する人材の確保について支援を行います。
- 障がいのある人の就労機会拡大については、公共職業安定所（ハローワーク）との連携を強化して一般企業等へ雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障がいのある人の雇用に関する情報の提供に努め、就労に向けた支援体制の充実を図ります。
- 市においても障がいのある人の雇用の確保を引き続き検討するとともに、一般企業等への就職支援や、工賃水準の引き上げを目的とした、県の工賃倍増5か年計画に基づく支援などを検討します。
- 第2期計画に実施してきた児童デイサービスは平成24年4月から、児童福祉法に基づき、新たに開始される児童発達支援や放課後等デイサービスに移行する中で、障がい児のニーズに応じたサービス提供の確保に努めます。

## (3) 居住系サービス



### ■サービス内容

サービスの種別	主な対象者	実施内容
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	障がい者（身体・知的・精神）で、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の利用者、介護を必要とせず、就労している人	共同生活援助（グループホーム）では、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・関係機関との連絡調整や日常生活上の援助を行います。共同生活介護（ケアホーム）では、食事、入浴や排せつ等の介護を併せて行います。
施設入所支援	介護を必要とする障がい者（身体・知的・精神）で、障がい程度区分が区分4以上の人	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

## ■必要な量の見込み（一月当たり）

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 （グループホーム） 共同生活介護 （ケアホーム）	人	17	21	25
	事業所数	9	10	11
施設入所支援	人	53	53	53
	事業所数	2	2	2

## ■見込量確保の方策

- 地域生活への移行を進めるため、障がいの程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の整備について指定障がい福祉サービス事業者への働きかけを行うとともに、施設整備に対する地域住民の理解と協力を求めていきます。
- 円滑な地域生活が送れるよう、障がいのある人に対する啓発活動を推進します。
- 入所を必要とする障がいのある人に適切に対応できる施設利用を推進します。

## (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 ●●●●●●

## ■サービス内容

サービスの種別	実施内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

## ■必要な量の見込み（一月当たり）

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	人	49	54	65
	事業所数	3	5	7
地域移行支援	人	3	4	5
	事業所数	1	1	1
地域定着支援	人	5	6	7
	事業所数	1	1	1

## ■見込量確保の方策

- ・県と連携しながら、支援の担い手となる相談支援専門員の量的拡充と質的確保に努めます。

## 8 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

### (1) 相談支援



#### ■相談支援内容

項目	実施内容
一般相談支援事業者	障がいのある人や障がいのある人の支援を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。
市町村相談支援機能強化事業	市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置し、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。
障がい者虐待防止センター	障がい者虐待に関する通報および受理を行い、適切な処置につなげるとともに、養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため、障がい者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行います。
自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりのために、中核的な役割を果たします。
基幹相談支援センター	相談支援事業者との連携を図り、地域の中核的な相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）を行います。

#### ■必要な量の見込み

項目	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
一般相談支援事業者	箇所	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	—	未実施	未実施	未実施
住宅入居等支援事業	—	未実施	未実施	未実施
障がい者虐待防止センター	箇所	—	—	1
自立支援協議会	—	有	有	有
基幹相談支援センター	—	無	有	有



### ■見込量確保の方策

- ・基幹相談支援センターを、地域の相談支援の拠点として、障がいの種別を問わない総合的な相談業務及び権利擁護に関する支援を実施し、地域の実情に応じた業務を行います。

## (2) 成年後見制度利用支援事業



### ■支援内容

項目	実施内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障がい者が、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用支援を行います。

### ■必要な量の見込み

項目	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1

### ■見込量確保の方策

- ・成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用に要する費用の補助等の支援を行います。

## (3) コミュニケーション支援事業



### ■サービス内容

サービスの種別	実施内容
コミュニケーション支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 聴覚障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業です。
	手話通訳者設置事業 聴覚障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者を公的機関に設置する事業です。

### ■必要な量の見込み

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（実利用見込み者数）	人	8	9	10
手話通訳者設置事業	人	0	0	0

■見込量確保の方策

- ・障がい者関係団体、社会福祉協議会などとの連携により、地域における手話通訳者、手話奉仕員や要約筆記者の把握や養成に努めるとともに、人材を確保し、きめ細かなサービス提供体制を整備していきます。

(4) 日常生活用具給付等事業



■サービス内容

サービスの種別	実施内容
日常生活用具の給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度の障がい者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付する事業です。

■必要な量の見込み（一年当たり）

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護訓練支援用具	件	2	2	2
自立生活支援用具	件	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	20	22	25
情報・意思疎通支援用具	件	5	5	5
排せつ管理支援用具	件	1,100	1,120	1,140
住宅改修費	件	2	2	2

■見込量確保の方策

- ・障がいの状況や程度の変化等、ニーズに応じ、適切できめ細かな給付等に努めるとともに、利用を促進するための周知に努めます。
- ・支給対象品目、耐用年数、給付基準額などについて必要に応じて見直しを検討します。

## (5) 移動支援事業



### ■サービス内容

サービスの種別	実施内容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。

### ■必要な量の見込み（一月当たり）

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援	実利用者数	27	29	32
	延べ利用日数	746	761	776
	延べ利用時間	2,287	2,332	2,379

### ■見込量確保の方策

- ・ニーズに応じた適切な障がい福祉サービスを利用できるよう、指定障がい福祉サービス事業者へ専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけるとともに、事業所における移動介護技術の向上を促し、多様な対象者に対する移動支援の柔軟な実施を図り、供給体制の整備に努めます。

## (6) 地域活動支援センター事業



### ■サービス内容

サービスの種別	実施内容
地域活動支援センター事業 (地域活動支援センター機能強化事業)	<p>地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的事業： 利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。</li> <li>・機能強化事業： 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。 地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を行います。</li> </ul>

■必要な量の見込み（一月当たり）

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
基礎的事業	箇所	13	15	17
	利用者数	43	45	48
	延べ日数	430	450	480
機能強化事業	箇所	4	4	4
	利用者数	27	29	33

■見込量確保の方策

- ・障がいのある人等に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図るため、地域活動支援センター事業者を支援していきます。

(7) 日中一時支援事業



■サービス内容

サービスの種別	実施内容
日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者などの日中における活動の場を提供する事業です。

■必要な量の見込み

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	利用実人数／月	64	69	74
	延利用日数／年	6,277	6,402	6,530

■見込量確保の方策

- ・専門的な人材の確保及び障がい福祉サービスの質的な向上、また事業規模の拡大等を図るよう引き続き指定障がい福祉サービス事業者に働きかけ、安定した供給の確保に努めるとともに、関係機関と連携し事業の充実に努めます。

## (8) 訪問入浴サービス事業



### ■サービス内容

サービスの種別	実施内容
訪問入浴サービス事業	自宅において家族だけでは入浴が困難な重度の身体障がい者を対象に、移動入浴車による訪問入浴を行う事業です。

### ■必要な量の見込み

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴サービス事業	利用実人数/月	2	2	2
	延利用日数/年	60	60	60

### ■見込量確保の方策

- ・従来事業の継続によって、ニーズへの対応と着実な実施を図りつつ、事業の充実に努めます。